

第53期（令和3年度）熊本地方最低賃金審議会
熊本県最低賃金専門部会（第3回）議事要旨

1 日 時 令和3年7月29日（木）14時00分～16時14分

2 場 所 熊本地方合同庁舎B棟2階中会議室

3 出席者

公益代表委員 出席3名（定数3名）

労働者代表委員 出席3名（定数3名）

使用者代表委員 出席3名（定数3名）

【事務局】

（熊本労働局）出席5名

4 議題

（1）金額提示

（2）金額審議

（3）その他

5 議事要旨

（1）事務局から業務改善助成金に関する資料についての説明及び第1回専門部会の際に配付した賃金構造基本統計調査の資料についての補足説明を行った。

（2）使側の個別協議後、金額提示が行われた。

【使用者側金額提示】

・ 引上げ額0円（据え置き）を提示。

【労働者側金額提示】

・ 引上げ額34円を提示。

【使用者代表委員の主張】

- ・ 昨年と今年と比較すると、新型コロナや令和2年7月豪雨の影響もあって、今年は昨年よりむしろ厳しい状況にある。
- ・ 営業利益が赤字である企業の割合が小売・飲食・宿泊業を中心に昨年よりも増加している。企業の借入金の額も増加しており、賃金に回すまでの資金が厳しい企業が増加している状況である。

- ・中央最低賃金審議会では「平成28年度から令和元年度までの状況と今年度の状況は大きく異なるとはいえない」という判断があったことが不思議でならない。
- ・今年の状況は最低賃金を上げる議論をしてはいけないのではないかとという意味で、現状維持を希望する。

【労働者代表委員の主張】

- ・福岡県最低賃金（842円）と熊本県最低賃金（793円）の差49円から、福岡県のリビングウェイジ（950円）と熊本県のリビングウェイジ（930円）の差20円を引いた29円を5年間で追いつけるようにしたということ、福岡県が目安通り28円引き上げると仮定して、これに6円（29円÷5年＝5.8円を切り上げ）を加え34円の引上げ額とした。
 - ・東京や奈良が28円の引上げとなり、他の県も28円を中心に議論をされている中、熊本が据え置きになる等ということになると、どのようなメッセージを発信することになるのかということに非常に危惧している。
- (3) 公労協議、公使協議が行われたが、双方の主張の隔たりが大きく、結審には至らなかった。
- (4) 事務局から今後の審議日程を説明した。
- ・8月4日（水）午後2時から第4回地域別専門部会を開催予定。